

第 2 期山形県イノシシ管理計画の進捗状況について

1. 捕獲頭数と推定生息頭数について（速報値）

令和 5 年 7 月 25 日現在

目 標		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
目 標	捕獲頭数	2,002(実績)	2,800	3,200	3,400	3,600	3,700	3,600
	捕獲頭数の割合	21.8%	26.4%	28.6%	28.8%	29.5%	29.6%	29.5%
	推定生息頭数	約 9,200	約 10,600	約 11,200	約 11,800	約 12,200	約 12,500	約 12,200
実 績	捕獲頭数	2,002	3,545	2,655	1,861	-	-	-
	捕獲頭数の割合	21.8%	34.7%	29.8%	-	-	-	-
	推定生息頭数	約 8,500	約 10,200	約 8,900	-	-	-	-

※推定生息頭数は毎年、前年度分の推定を行う。数値は推定時点の中央値。

※参考

野生イノシシの豚熱サーベイランス結果（死亡イノシシ含む）

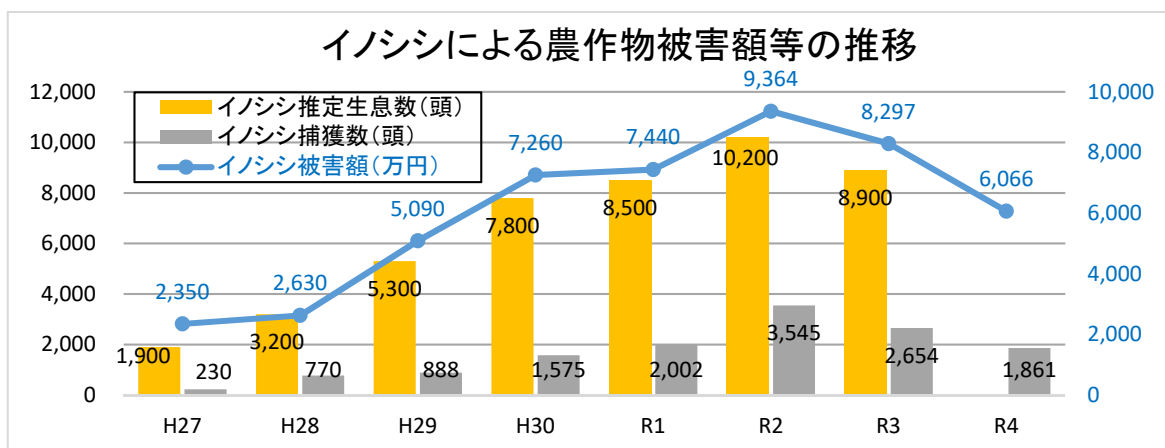
	令和 3 年度	令和 4 年度
陽性件数	111	12
検査件数	360	282
陽性率	30.8%	4.2%

※山形県内で初めて野生イノシシの豚熱陽性が確認されたのは令和 2 年 12 月。

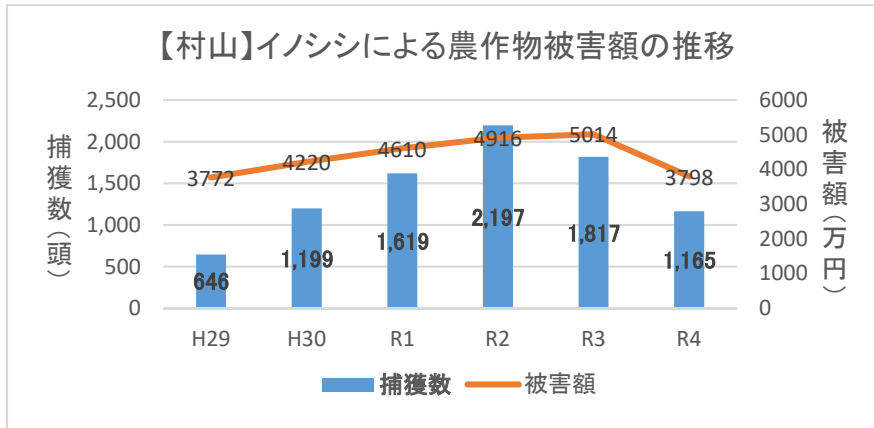
2. 農作物被害について（速報値）

被害金額（万円）

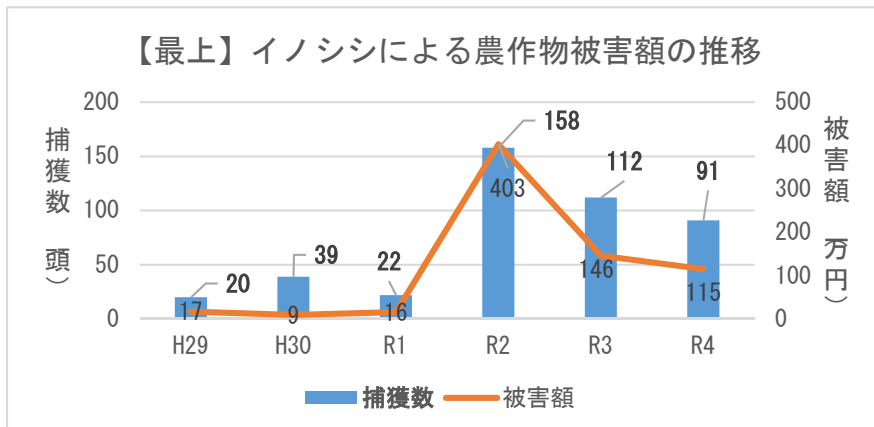
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
目 標	7,439(実績)	7,600	7,600	7,400	7,000	6,500	6,000
実 績	7,439	9,364	8,297	6,066	-	-	-
前年比	約 102%	約 125%	約 86%	約 73%	-	-	-



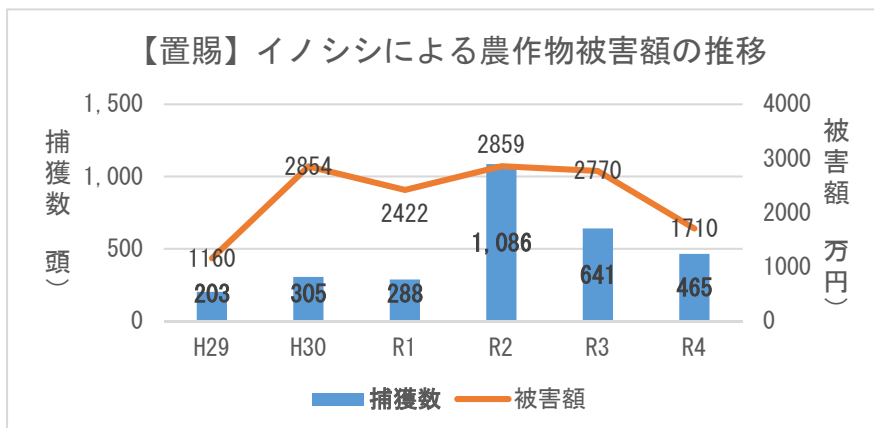
4 地域ごとの農作物被害額の推移及び被害防止対策の状況



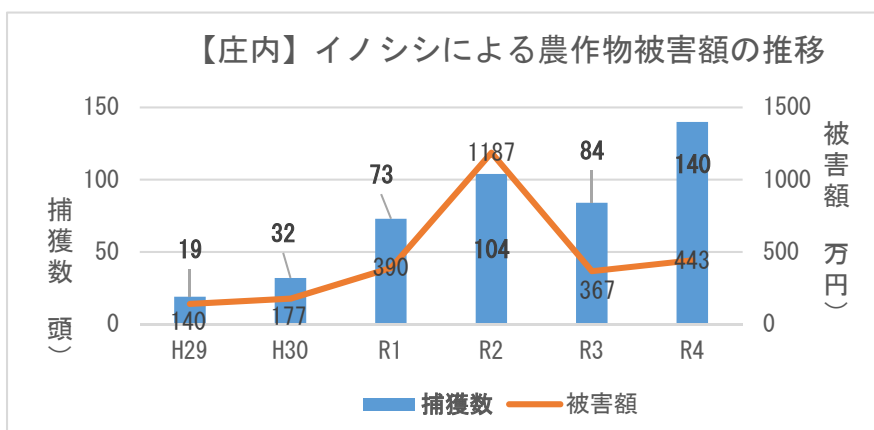
- 被害発生市町村数
14 市町 (14 市町中)
- 電気柵設置総距離
370,238m (R4. 8. 1 時点)
- 電気柵設置市町村数
13 市町 (14 市町中)
- 研修会参加地区数
19 地区 (9 市町)



- 被害発生市町村数
7 市町村 (8 市町村中)
- 電気柵設置総距離
23,699m (R4. 8. 1 時点)
- 電気柵設置市町村数
5 市町 (8 市町村中)
- 研修会参加地区数
15 地区 (8 市町村)



- 被害発生市町村数
8 市町 (8 市町中)
- 電気柵設置総距離
330,705m (R4. 8. 1 時点)
- 電気柵設置市町村数
8 市町 (8 市町中)
- 研修会参加地区数
20 地区 (8 市町)



- 被害発生市町村数
4 市町 (5 市町中)
- 電気柵設置総距離
105,867m (R4. 8. 1 時点)
- 電気柵設置市町村数
3 市町 (5 市町中)
- 研修会参加地区数
15 地区 (4 市町)
※町内全域を対象とした研修を含む

※「研修会」とは、平成 27 年度以降に実施された、県主催の「地域ぐるみで行う鳥獣被害対策事業」「イノシシ被害防除研修会」「最新技術の活用による鳥獣被害対策及び生息状況調査実証」

3. 狩猟免許所持者数について

(延べ件数)

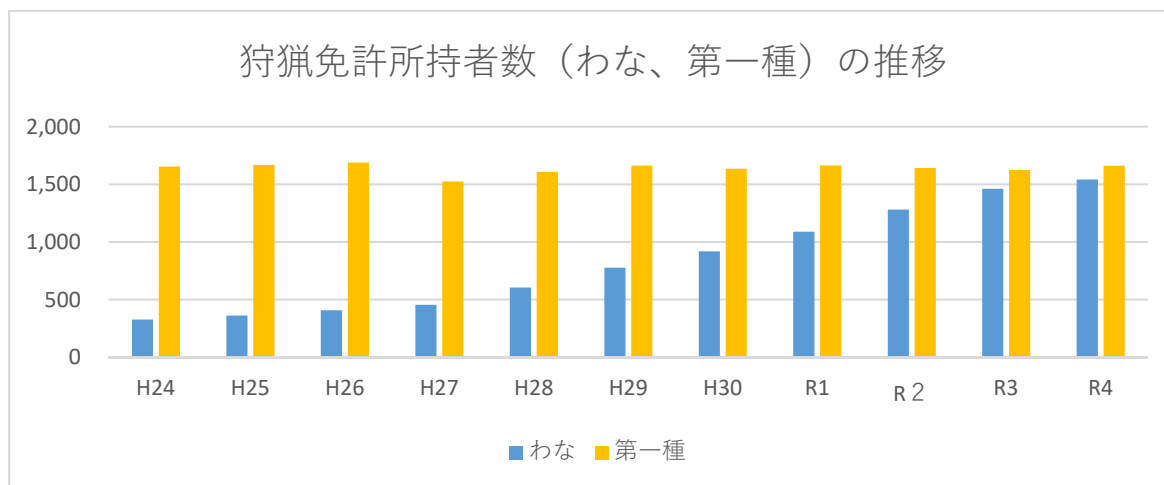
	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度
目 標	2,972(実績)	3,070	3,160	3,250	3,340	3,420	3,500
実 績	2,972	3,131	3,315	3,437	-	-	-

※参考

狩猟免許所持数（わな、第一種）の過去 10 年間の推移

(延べ件数)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
わな	328	363	408	455	606	777	919	1,090	1,281	1,462	1,543
第一種	1,655	1,669	1,690	1,526	1,610	1,663	1,636	1,665	1,642	1,625	1,662



4. 緩衝林整備について

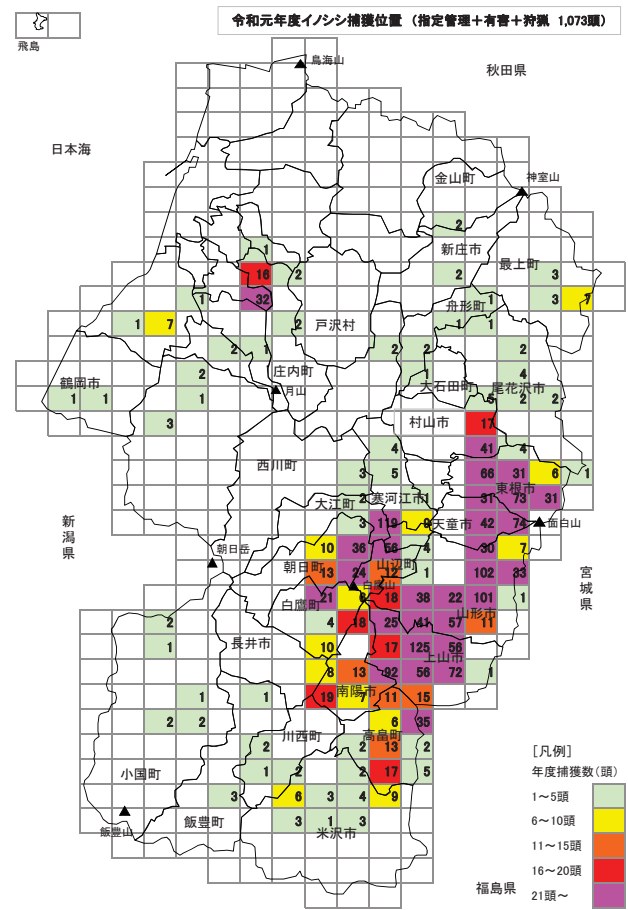
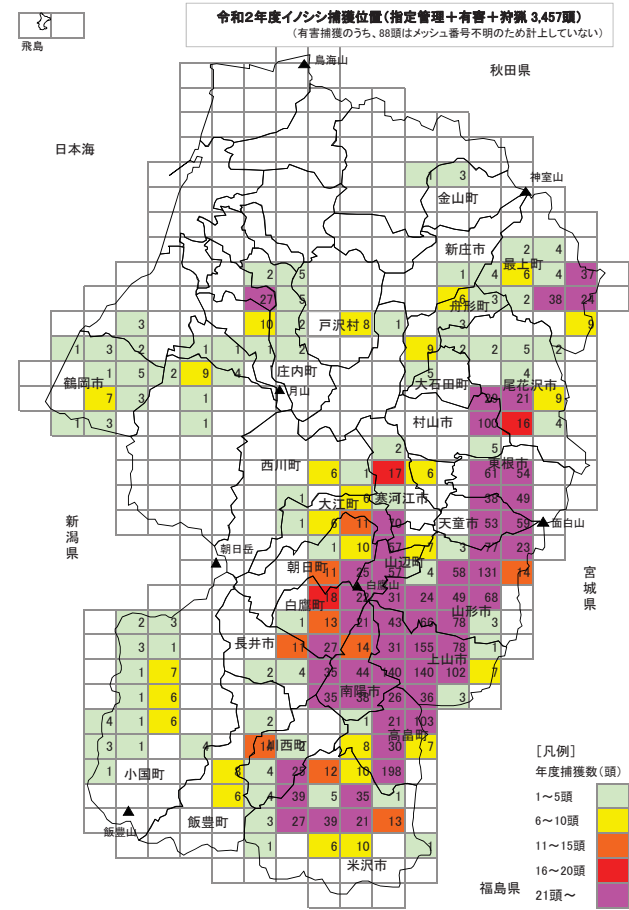
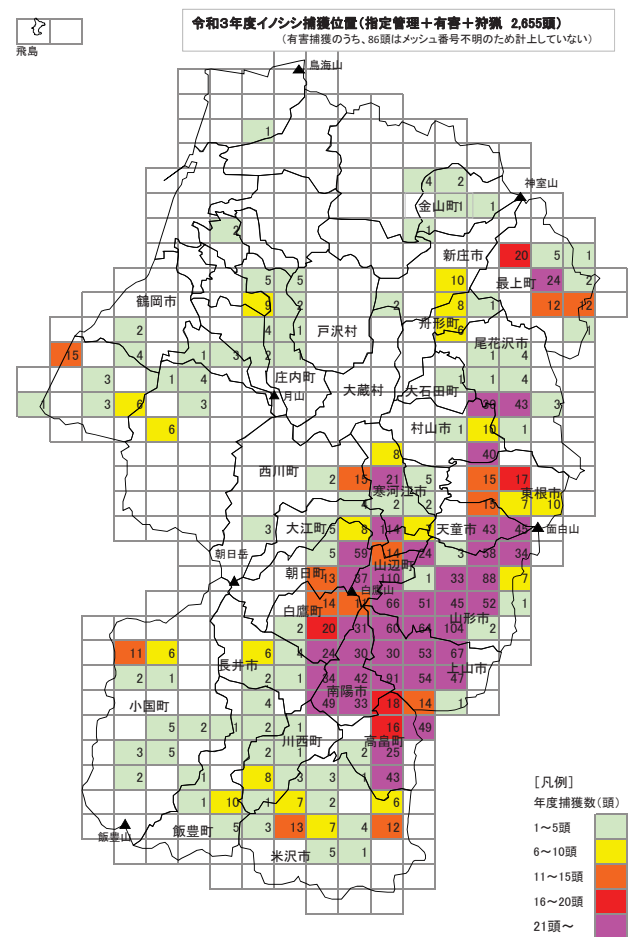
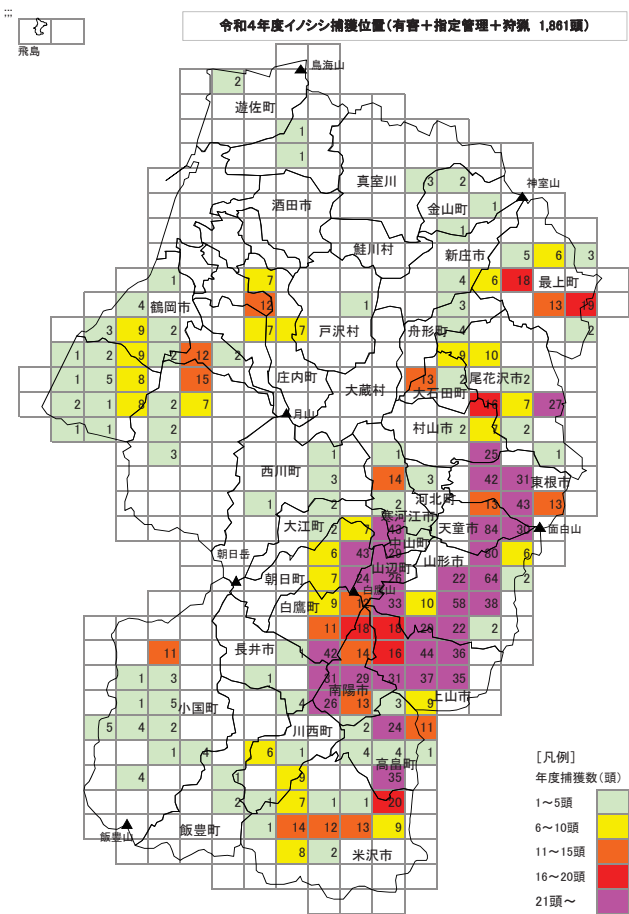
やまがた緑環境税を活用した「みどり豊かな森林環境づくり推進事業」により、緩衝林整備を実施又は実施を予定している市町村は以下のとおり。（イノシシを含めた鳥獣全般の対策としての緩衝林整備。）

令和3年度実施	8市町	計 41.52ha
令和4年度実施	8市町	(集計中)
令和5年度計画	7市町	

※「みどり豊かな森林環境づくり推進事業」とは、緩衝林整備の他、森林・自然環境学習や木材地産地消の取組み等、地域のニーズに合わせて市町村が実施する事業に対し、県が補助するもの。市町村は自治会等の下刈りや除伐を委託して行う。

県内のイノシシ捕獲数(R2～R4)

	市町村名	R2				R3				R4				備考
		有害	調整	狩猟	計	有害	調整	狩猟	計	有害	調整	狩猟	計	
1	山形市	404	85	146	635	421	85	95	601	183	126	23	332	
2	天童市	74	36	32	142	65	35	38	138	88	69	7	164	
3	上山市	636		15	651	380		1	381	200		9	209	
4	山辺町	86		18	104	115		11	126	30		5	35	
5	中山町	19			19	30			30	16			16	
小計	東南村山	1,219	121	211	1,551	1,011	120	145	1,276	517	195	44	756	
6	寒河江市	27	11	4	42	33	24	16	73	14	16	11	41	
7	河北町		2		2		5	1	6			1	1	
8	西川町	4	7		11	6	11	5	22		3	3	6	
9	朝日町	88	35	4	127	101	14	5	120	81			81	
10	大江町	24	35		59	29	39	8	76	23		5	28	
小計	西村山	143	90	8	241	169	93	35	297	118	19	20	157	
11	村山市	74		11	85	36		11	47	27		2	29	
12	東根市	190		7	197	114			114	122		14	136	
13	尾花沢市	10		82	92	2		71	73	1		60	61	
14	大石田町			31	31			10	10	20		6	26	
小計	北村山	274	0	131	405	152	0	92	244	170	0	82	252	
計	村山	1,636	211	350	2,197	1,332	213	272	1,817	805	214	146	1,165	
15	新庄市	4		2	6	10		3	13	4			4	
16	金山町	1		2	3	2		5	7	4		2	6	
17	最上町	39		86	125	20	18	39	77	8	36	28	72	
18	舟形町	11		3	14	6	3	5	14	3	4		7	
19	真室川町	1			1			1	1	1			1	
20	大蔵村			1	1									
21	鮭川村													
22	戸沢村	4		4	8					1			1	
小計	最上	60	0	98	158	38	21	53	112	21	40	30	91	
23	米沢市	203		42	245	64		5	69	88			88	
24	南陽市	169		12	181	191		4	195	84		8	92	
25	高畠町	323		81	404	132		22	154	80		6	86	
26	川西町	8		20	28	10		4	14	1		13	14	
小計	東置賜	703	0	155	858	397	0	35	432	253	0	27	280	
27	長井市	15	30	25	70	56		27	83	12	45	13	70	
28	小国町	1	37	12	50	30		16	46	14	23	4	41	
29	白鷹町	35	23	35	93	33		30	63	18	15	34	67	
30	飯豊町		9	6	15	10		7	17	4		3	7	
小計	西置賜	51	99	78	228	129	0	80	209	48	83	54	185	
計	置賜	754	99	233	1,086	526	0	115	641	301	83	81	465	
31	鶴岡市	45	17	20	82	33	19	11	63	70	29	15	114	
32	酒田市											2	2	
33	三川町													
34	庄内町	20	2		22	12	2	6	20	15		7	22	
35	遊佐町							1	1			2	2	
計	庄内	65	19	20	104	45	21	18	84	85	29	26	140	
合計		2,515	329	701	3,545	1,941	255	458	2,654	1,212	366	283	1,861	



山形県指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等事業について

1. 生息状況調査について

○調査の目的

- ① 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定のため、捕獲実施地域における生息状況を調査する。
- ② 県内全域及び4地域ごとのイノシシの生息数を推定する。
(他事業で行っているカメラトラップの結果を生息数推定に反映させる予定)

○令和4年度の実績及び令和5年度の計画

	実施内容	期待される成果	R4実施地域	R4実績	R5計画
捕獲状況及び痕跡現地調査	捕獲従事者に同行し、イノシシ出没状況を聞き取り、同行した箇所 の痕跡等を記録する。 また、捕獲方法を調査する。	捕獲頭数が少ない地域における生息実態を把握することで、次年度の捕獲計画の参考とする。	天童市、寒河江市、西川町、舟形町、鶴岡市 (温海地区、小波渡地区)	特に捕獲や被害が多い箇所を調査したため、次年度の捕獲計画を立てる際の参考材料を得ることができた。	実施しない。 (ライン調査の地点増加による予算上の都合)
ライン調査	設定したルートを踏査し、踏査ラインの左右1m内のイノシシの痕跡(掘り返し、糞、足跡など)の数を記録する。 1kmあたりの痕跡数等を算出し、メッシュ地図の塗分けや、ライン上の塗分けにより生息域を分析する。	イノシシの動向を調査し、次年度の捕獲計画を立てる参考とする。 また、同じ地域で複数年にわたって調査することで、生息数推定の指標として用いる。	県内20地点 (置賜地域を除く)	生息数推定の指標として用いるには複数年実施する必要があるが、本年度は地域差を示す指標として用いることができた。	25～30地点に増加して継続。 (置賜地域を含む)

2. 捕獲事業の考え方について

○令和4年度の実績及び令和5年度以降の計画

	R 4 実績	R 5 計画 (案)	R 6 以降の計画
事業① 市町村単独事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象地域：要望した市町村内全域。(2市3町) 捕獲頭数：市町村からの要望と過去の捕獲実績から設定。(実績 131 頭 / 目標 146 頭) 	<ul style="list-style-type: none"> 対象地域：要望した市町村の中で、特に重点的に捕獲が必要な地点に限定。 捕獲目標頭数：実施地域の捕獲状況や、予算に応じて設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象地域： <ul style="list-style-type: none"> ①要望した市町村の中で、特に重点的に捕獲が必要な地点に限定。 ②被害状況等から県が選定し、市町村や猟友会に協力を求める。 捕獲目標頭数：実施地域の捕獲状況や予算に応じて設定。
事業② 市町村連携事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象地域：要望した市町村内全域(2市2町) 捕獲頭数：市町村からの要望と過去の捕獲実績から設定(実績 235 頭 / 目標 240 頭) 	<ul style="list-style-type: none"> 対象地域：同上 目標頭数：同上 被害把握：協議会において、被害状況をマップ等に示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 ※山形市・天童市は継続して実施。
事業③ 効果的な捕獲技術の検証 評価基準	<ul style="list-style-type: none"> 実施無 	<ul style="list-style-type: none"> 実施無 	<ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した捕獲の実証 錯誤捕獲防止の実証 等 (2年間の実証) 同左
	<ul style="list-style-type: none"> ○捕獲目標頭数を達したかどうか。→達成率 94.8% ●くくりわなの CPUE が低い地域で設置地点の再検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲地点において被害や出没が減少したかどうか。 実施地の選定、捕獲計画は適切であったかどうか。 	

※捕獲者との協議により決定する。

3. 認定鳥獣捕獲等事業者従事者相当人材育成研修会について

現在、県内では、猟銃による大型獣捕獲を行う認定鳥獣捕獲等事業者は1者のみであり、県内全域での捕獲事業の受注が困難である。このため、高度な捕獲技術を有する会員を数多く擁する県猟友会に対し、認定鳥獣捕獲等事業者に準じる組織として、捕獲業務を発注している。

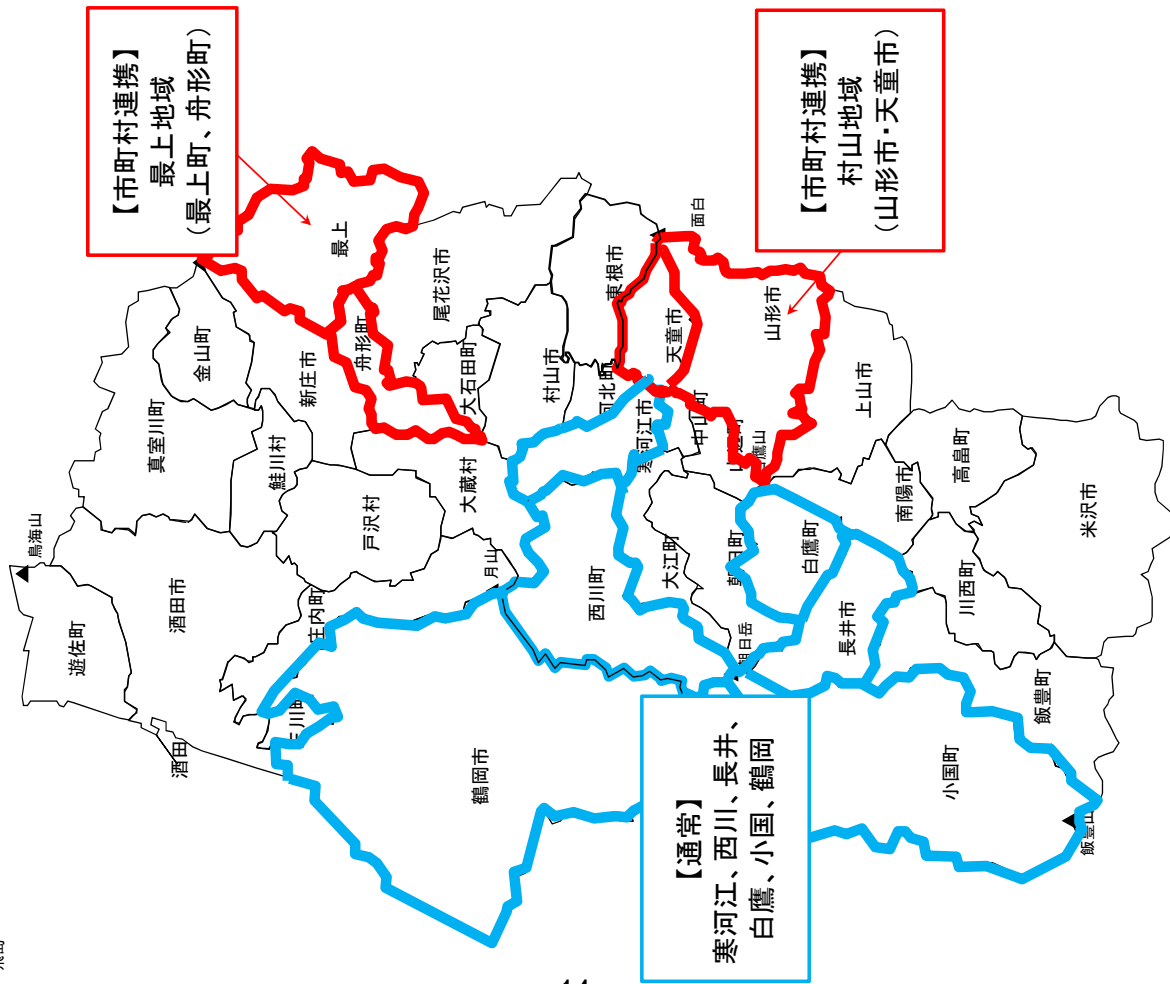
県では、今後予測される、猟友会員の減少・高齢化を見据え、猟銃による大型獣捕獲に関し、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に相当するような、高度な捕獲技術を有する若手人材を育成する必要がある。

	令和4年度実績	令和5年度 実技	令和5年度 座学 (予定)
開催期間	令和4年8月～10月	令和5年7月～10月	令和5年9月～10月
開催場所	赤湯射撃研修センター (南陽市)	山形県猟友会射撃センター (舟形町) 赤湯射撃研修センター (南陽市)	県内3箇所
開催回数	8回	各会場10回	3回
参加者数	延べ38人	各会場40人定員	
実施内容	65歳以下の県内在住の有害鳥獣捕獲者に対し、ライフル・ハーフライフル・スラッグの実技研修会	70歳以下の県内在住の有害鳥獣捕獲者に対し、ライフル・ハーフライフル・スラッグの実技研修会	①捕獲者としての心構え ②安全管理
講師	県公安委員会射撃指導員	県公安委員会射撃指導員	

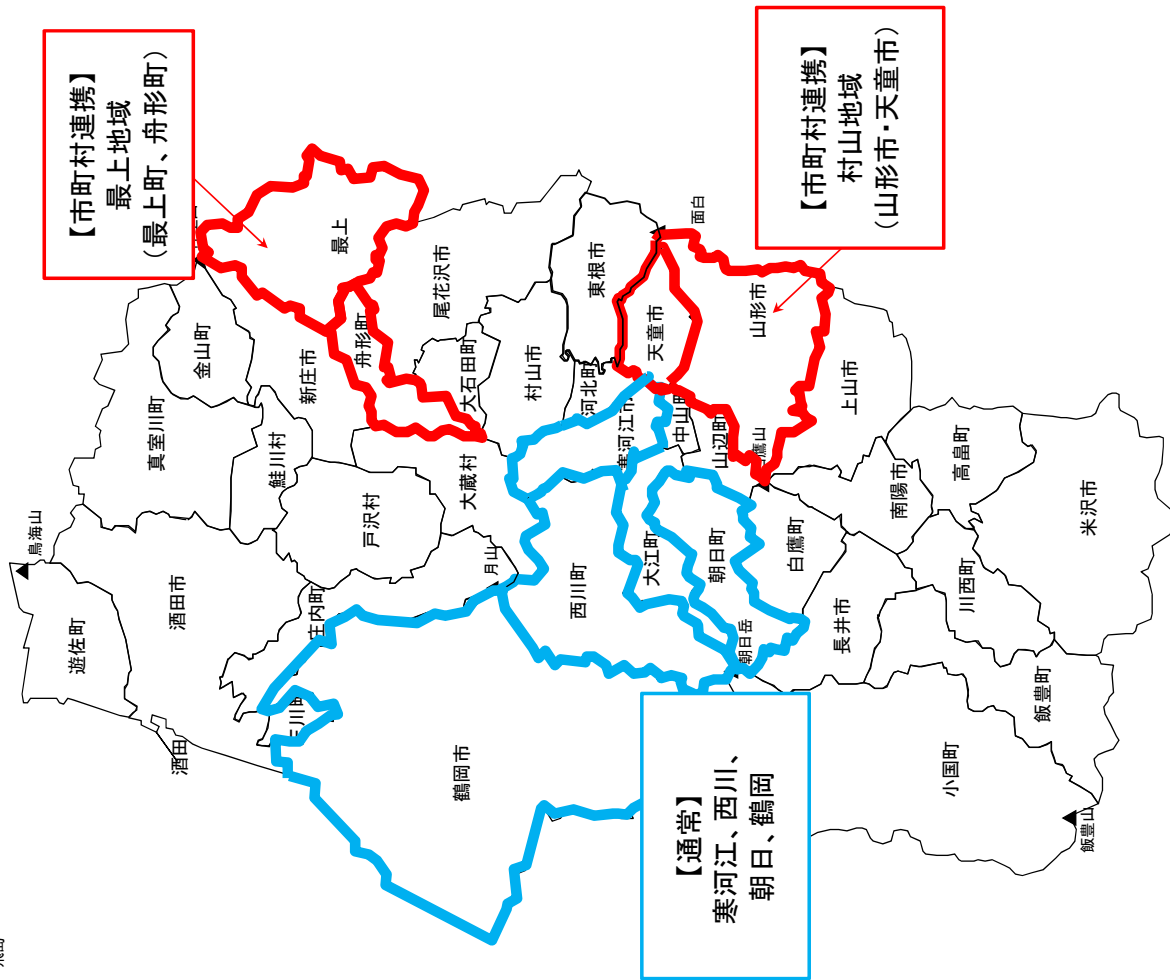
○令和5年度に対象年齢を引き上げた理由：

令和4年度は、将来の捕獲担い手育成を第一の目的として対象年齢を65歳とした。令和5年度は加えて、①大型獣捕獲としてよく利用されるライフル銃を所持するためには、銃所持許可を取得後10年以上経過していることが必要であり、65歳以下で所持している人が少なく、研修会参加者を集めることが困難であったこと、②年齢が高くても経験が少ない人や仕事を引退した後に本格的に捕獲に携わる人にとっては、安全管理を含めた研修が足りていない、という2点から、対象年齢を70歳以下に引き上げた。

令和4年度山形県指定管理鳥獣捕獲等事業 位置図(実績)



令和5年度山形県指定管理鳥獣捕獲等事業 位置図(計画)



山形県広域捕獲活動支援事業（イノシシ）について

1. 令和4年度事前調査について

実施期間：令和4年11月22日～令和5年2月28日

実施地域：置賜地域の市町村境から5地域にを選定

実施内容：（1）ライン調査（10地点、1地点当たり5～6km）
（2）カメラ調査（25地点、約2か月間設置）

委託先：合同会社東北野生動物保護管理センター

実施結果：別紙のとおり

考察：当調査結果及び県が収集している市町村ごと農作物被害面積の推移より、当該地域では今後も被害が増加することが推測されるため、広域捕獲活動が必要であると判断した。

2. 令和5年度捕獲について（予定）

捕獲期間：令和5年11月1日～令和6年1月20日

実施地域：米沢市、南陽市、高畠町、川西町、長井市、小国町、白鷹町内の指定メッシュ

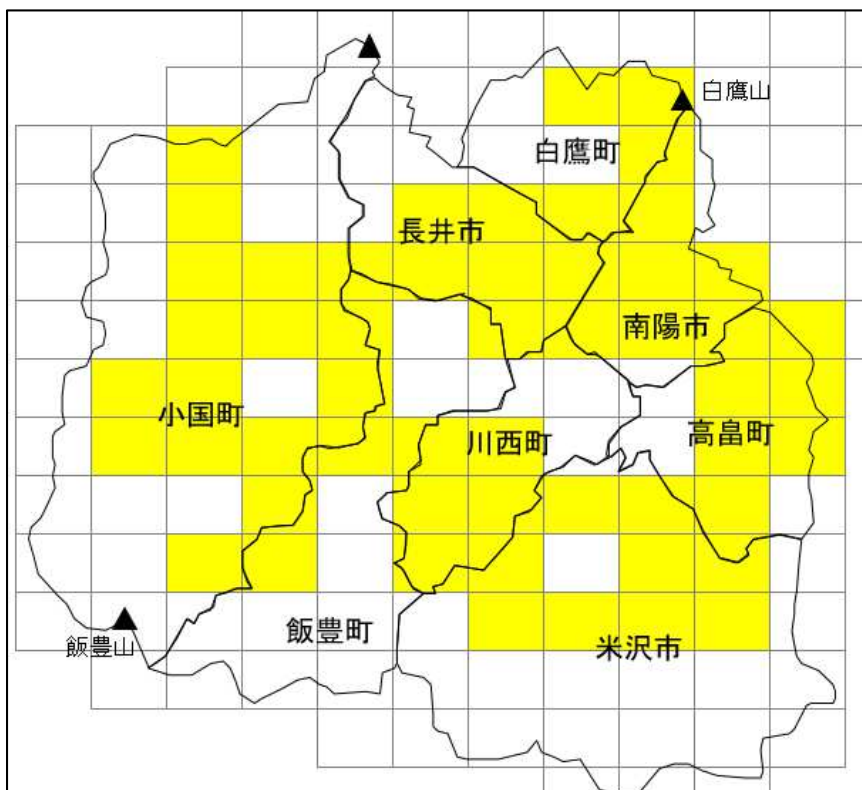
捕獲方法：銃猟及びわな猟（降雪状況等により、捕獲者が適切に選択）

目標頭数：実施地域全域で合計100頭

委託先：山形県猟友会（予定）

その他：実施前に市町からの農作物被害状況を情報共有（被害の有無を地図上にプロット）し、捕獲実施後に再度共有し、捕獲による効果を検証する予定。

※農作物被害の減少は捕獲だけが要因ではないが、効果検証の1手段として成り立つのかを検証する。



農作物被害対策のための各種研修会の実績及び課題について

1. 県が実施する農作物被害対策に係る研修会実施後の追跡調査

県が平成 27 年度から平成 30 年度に実施した農作物被害対策に係る研修会の実施地区（市町村担当者）に対して、事業の効果を検証するためのアンケートを実施した。

◎目的： 平成 27 年度から平成 30 年度に県が実施した「地域ぐるみで行う鳥獣被害総合対策研修会」について、その効果及び近隣地区への普及状況を確認するもの。

◎内容： ・本研修で学んだことを研修会実施後数年経過しても地区で実施されているか。
・研修圃場（付近）以外にも普及しているか。

◎対象地域： 平成 27 年度から平成 30 年度に県が実施した「地域ぐるみで行う鳥獣被害総合対策研修会」の実施地区。

なお、研修会実施直後は、研修会実施地区においては対策が継続されていることが想定されるが、研修会実施から数年経過してもなお、その効果が継続されているか、また近隣の地区に普及しているかどうかをモニタリングするため、直近 3 年間は調査対象外とする。

◎結果： 別紙のとおり。

◎考察： 研修会の実施により、住民の鳥獣被害対策への意識が高まり、住民同士で呼びかけたり近隣農地へ対策が普及したりと、研修会の効果が継続・拡大している地区がある一方で、地区内の農家が少なく合意形成や担い手不足を課題と感じている地区もある。

また、地区内での広がりを見せているものの、地区外への普及に至っている地域が、当アンケートからは見られない。これは、県が山形大学に委託して実施している「大型野生動物生息動向調査」の報告書からも読み取れる。

地区外への普及として、市町村担当者及び鳥獣被害がある地区の住民を対象に「成果報告会」を実施しているが、地区住民の出席者が少ないため、報告会の開催方法や周知の方法について検討し、普及を図る。加えて、研修会実施後のフォローアップとして、農家や地区代表者以外の住民も巻き込んで、課題を共有し対策を考えていけるような機会の提供を検討する。

2. 鳥獣被害対策指導者養成研修会

当研修会は平成 26 年度から実施しており、座学、実技共に複数回参加し知識の蓄積が進んでいるとみられる参加者が増えている。このような人が、地域で鳥獣被害対策の指導者として活躍するための体制づくりを進めていく必要がある。

※令和 3 年度及び 4 年度の 2 か年続けて複数回受講している人数：

○座学のみ、2 か年続けて計 4 回以上受講…10 人

○2 か年続けて座学を受講し、どちらかの年度に実技も受講…5 人

県が実施する農作物被害対策に係る研修会実施後の追跡調査結果

回答地区数 11地区 (回答率100%)

研修の内容

被害防除		環境管理		捕獲	
電気柵設置・視察	11地区	集落点検	3地区	ICTを活用した捕獲	1地区
花火による追い払い	1地区	放任果樹の伐採	3地区	わな設置研修	2地区
		草刈り	1地区		

被害防除状況について

1 研修会場以外に拡大	72.70%	研修会以降、県・市からの補助金を活用して電気柵やワイヤーメッシュ柵を設置する個人農家が増えた。
2 研修会場のみ	18.20%	侵入防止効果は実感しているが、被害が0になる訳ではないため、電気柵設置の共同作業が負担に感じる住民もいる。
3 研修会場以外	0%	
4 研修会場を縮小	0%	
5 やっていない	9%	研修会以後、毎年電気柵の設置をしたが、研修会場及びその周辺において、イノシシ等の目撃数や被害がほぼなくなった。

どのようにして拡大したか (一部抜粋)

- 各個人農家が研修会等を受けて、自分の農地は自らが守らなければならないという意識が出た。
- 研修参加者からの口コミ、市・JA職員等による周知。
- 自治会内に農地を持っている方に全員に話をして協力体制を築き直して対応。

環境管理状況について

1 研修会場付近以外に拡大	33.3%	地域住民から要望のあった箇所を随時伐採。
2 研修会場付近のみ	22.2%	放棄果樹対策として合意がなされた数本の柿の木を伐採。
3 研修会場付近を除く場所	0%	
4 場所を縮小	11.1%	地区内に占める農家の割合が少なく、地域ぐるみでの合意形成に至っていない。
5 やっていない	33.3%	研修実施年度におおむね不要な栗や柿の樹木を伐採したため。

どのようにして拡大したか (一部抜粋)

- 地区振興会を中心に、定期的に集落環境点検を行っている。
- センサーカメラで撮影した鳥獣の写真を公民館に掲示したところ、放棄果樹が鳥獣を寄せているという意識が高まった。

捕獲状況について

1 研修会場付近以外に拡大	44.4%	地元住民の狩猟免許取得や、他地区のハンターからの協力により、捕獲体制が充実してきたため。
2 研修会場付近のみ	33.3%	地区内の人がわなの狩猟免許を取得し、令和元年ごろから捕獲を開始した。
3 研修会場付近を除く場所	0%	
4 場所を縮小	0%	
5 やっていない	22.2%	

どのようにして拡大したか (一部抜粋)

- 地区内で免許取得への呼びかけ。

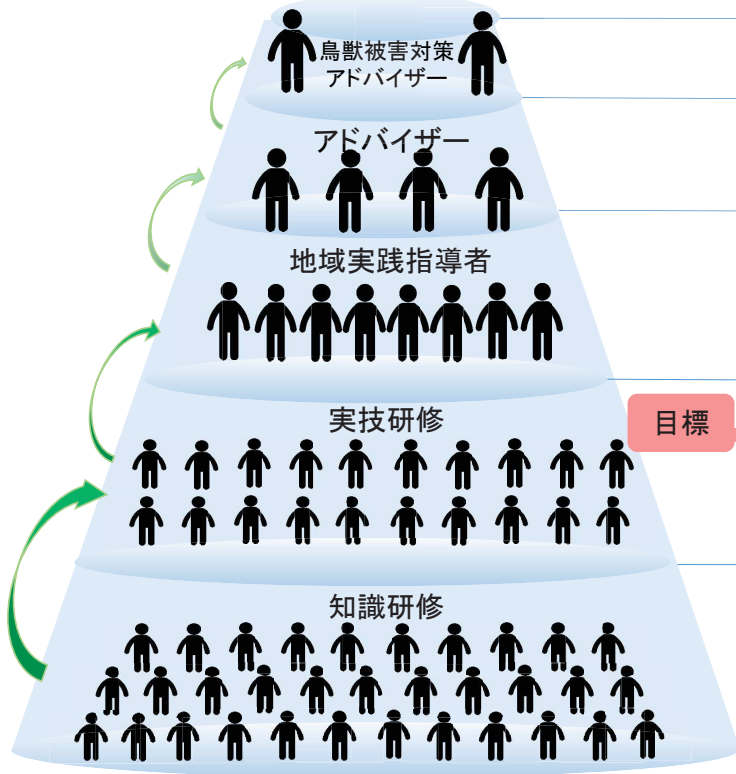
その他

鳥獣対策のキーマンがいる	54.5%
行政と住民とで情報共有している	63.6%
住民が話し合う体制有	54.5%

担当者等の悩み等 (一部抜粋)

○行政からの支援もあり、住民側のできる対策も実施しているとは思いますが、年月の経過とともにマンネリ化してきていると感じる。
○鳥獣を集落に近づけない活動が十分にできない。(時間・人手)
○住民の代表者が一年交代であるため、取り組みの継続に難しい面がある。

山形県鳥獣被害対策指導者養成体系 (R4~) イメージ (案)



≪農林水産省登録≫

R4.6月末現在県内2名(古澤氏・小野寺氏)

地域ぐるみで行う鳥獣被害対策支援事業等において、アドバイザーとして活動

地元等の特定フィールドで指導者として活動しながら、実践経験を積み重ね、成功事例を蓄積

- ①基礎的な被害対策(柵設置方法等)について指導
- ②合意形成を含めた地域ぐるみの被害対策について指導

目標

【対象】実施隊、地域おこし協力隊、JA職員、普及指導員等

【受講者数目標】3年間(R4-6)で20名程度

【目標】状況に応じた指導が可能

【研修内容】実施研修(集落環境点検・柵設置等 各10回)

※6回以上受講 ⇒ 修了証発行

【対象】市町村職員、実施隊、地域おこし協力隊、JA職員、普及指導員、県職員等

【受講者数目標】毎年50名程度

【目標】基礎知識の習得

【研修内容】座学

山形県鳥獣被害対策指導者養成カリキュラム (R4~) (案)

